

平成 29 年度第 3 回県民モニター調査「受動喫煙対策について」

兵庫県では、県民の皆さんの健康で快適な生活を維持する目的で、他人のたばこ(*)の煙を吸わされる「受動喫煙」を防止するため、「受動喫煙の防止等に関する条例」を平成 25 年 4 月に定めています。この条例では、不特定又は多数の人が出入りする施設の、たばこの煙が大气で十分に拡散されない閉鎖的空間を原則禁煙としています。

今回は、受動喫煙対策の今後の検討にあたり、県民モニターの皆様のご意見をいただくこととしましたので、ご協力をお願いします。

* たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約 13 万人、受動喫煙により約 1.5 万人が死亡していると推計されています。(参考資料ページ参照)

* 本調査の「たばこ」には、火を使わない加熱式のたばこ(たばこ葉が原材料で、煙状の蒸気にもニコチン等の有害物質が含まれる。)を含みます。

※ 受動喫煙対策の推進について(参考資料ページ参照)

<参考資料ページへのリンク>

Q 1 あなたはたばこを吸いますか。(1つ選択)

- ①吸っている
- ②以前は吸っていたが、今は吸っていない
- ③もともと吸わない

Q 2 受動喫煙とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。受動喫煙について知っていましたか。

- ①言葉も意味も知っていた
- ②言葉は知っていたが、意味は知らなかった
- ③知らなかった(今回の調査で初めて知った)

Q 3 受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。(1つ選択)

- ①健康への影響がある → Q3-2 へ
 - ②健康への影響はない
 - ③わからない
- } → Q 4 へ

Q3-2 Q 3で「①健康への影響がある」と回答された方にお伺いします。受動喫煙により健康にどのような影響があると思いますか。次の中からお選びください。(いくつでも) ※回答後はQ 4へ

- ①生活習慣病(肺がんや心臓病、脳卒中など)の危険性を高める
- ②子どもの肺炎、気管支ぜんそくや中耳炎の危険性を高める
- ③乳幼児突然死症候群の危険性を高める
- ④妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める
- ⑤その他(下記に具体的にご記入ください。)

()

- ⑥病名等はわからないが漠然と健康に良くないと思っている

Q 4 受動喫煙の防止等に関する条例（以下「条例」といいます。）について知っていますか。（1つ選択）

※条例の概要（参考資料ページ参照）

- ① 条例があることは知っており、規制内容も知っている
- ② 条例があることは知っているが、規制内容は知らない
- ③ 条例かどうかは知らないが、何らかの規制があることは知っている
- ④ 条例があることも規制されていることも知らない

Q 5 近年販売されるようになった加熱式のたばこも、条例で規制されていることを知っていましたか。（1つ選択）

- ① 知っていた
- ② 知らなかった

Q 6 あなたは利用施設を選ぶ時に、入り口付近などのステッカー等による喫煙環境（禁煙、分煙、喫煙区域等）の表示を参考にしますか？（1つ選択）

- 参考にする
- 参考にしない（※理由を下欄にご記入ください。）

- 表示されていることを知らない

Q 7 最近の、県内における受動喫煙対策の状況について、どのように感じていますか。（それぞれ1つ選択）

【用語の説明】

- ・「建物内禁煙の施設」＝建物内に喫煙場所はないが、屋外に喫煙場所がある施設
- ・「分煙している施設」＝喫煙室（煙がもれない、たばこを吸うためだけの部屋）があり、それ以外の場所は禁煙の施設。または、喫煙区域と禁煙区域が壁やガラスで仕切られ、常にたばこの煙を屋外に排出する設備のある施設

ア 建物内禁煙の施設（店）の数

- ① 増えた
- ② 減った
- ③ 変わらない
- ④ わからない

イ 建物内を分煙している施設（店）の数

- ① 増えた
- ② 減った
- ③ 変わらない
- ④ わからない

ウ 禁煙や分煙など、喫煙環境の表示を見かける回数

- ①増えた
- ②減った
- ③変わらない
- ④わからない

エ 屋外で喫煙できる場所の数

- ①増えた
- ②減った
- ③変わらない
- ④わからない

オ 受動喫煙にあう機会

- ①増えた
- ②減った
- ③変わらない
- ④わからない

Q 8 あなたは、過去1ヶ月間に受動喫煙にあいましたか。

- ①あった 《→Q8-2、8-3、8-4へ》
- ②あわなかった 《→Q9へ》

Q8-2 Q8で「①あった」と回答された方にお伺いします。あなたが**建物内で**受動喫煙にあった施設（店）や場所はどれですか。（いくつでも）

- ①自宅
- ②職場
- ③医療機関
- ④行政機関（官公庁、公民館など）
- ⑤公共交通機関
- ⑥物品販売店（スーパー、コンビニなど）
- ⑦宿泊施設
- ⑧飲食店
- ⑨娯楽施設（ゲームセンター、カラオケ店など）
- ⑩その他（下欄に具体的にご記入ください）

- ⑪建物内ではあわなかった。

Q8-3 Q8で「①あった」と回答された方にお伺いします。あなたが屋外（施設やお店の入り口付近、駐車場など）で受動喫煙にあった施設（店）や場所はどれですか。（いくつでも）

- ①自宅（庭やベランダ等）
- ②職場
- ③医療機関
- ④行政機関（官公庁、公民館など）
- ⑤物品販売店（スーパー、コンビニなど）
- ⑥宿泊施設
- ⑦飲食店
- ⑧娯楽施設（ゲームセンター、カラオケ店など）
- ⑨歩きたばこ等の路上
- ⑩駅前などに設置されている「スモーキングエリア（喫煙所）」
- ⑪その他（下欄に具体的にご記入ください）

- ⑫屋外ではあわなかった

Q8-4 Q8で「①あった」と回答された方にお伺いします。これまで受動喫煙にあったとき、どのような行動をとりましたか。（1つ選択） ※回答後はQ9へ

- ①自分で喫煙者に喫煙を控えるよう求めた
- ②施設管理者（店員）に頼んで、喫煙者に喫煙を控えるよう求めてもらった
- ③家族や友人等に頼んで、喫煙者に喫煙を控えるよう求めてもらった
- ④何も言わず、自分が席や場所を移動した
- ⑤自分が我慢して、何もしなかった
- ⑥気にならなかったため、何もしなかった
- ⑦その他（下欄に具体的にご記入ください）

Q9 今後の受動喫煙対策について、県にどのようなことを期待しますか。（いくつでも）

- ①受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- ②たばこをやめたい人への禁煙サポート
- ③未成年者への喫煙防止教育
- ④受動喫煙被害に係る相談体制の整備
- ⑤条例違反の施設（店）に対する指導等の強化
- ⑥条例の規制強化による建物内禁煙の徹底
- ⑦喫煙室設置など施設（店）の改修にあたっての技術的なアドバイスや費用等の支援
- ⑧建物内禁煙を実施している施設（店）の認定・公表
- ⑨屋外（施設やお店の入り口付近、路上など）での受動喫煙対策
- ⑩県の関わりや民間への規制は最小限とする
- ⑪その他（下欄に具体的にご記入ください）

Q10 受動喫煙対策や、子どもの喫煙防止、禁煙に対する支援など、いわゆる「たばこ対策」についてのご意見や、喫煙に関してお困りなこと等がありましたら、自由にご記入ください。